

船舶事故調査報告書

平成21年12月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成20年11月28日 05時40分ごろ
発生場所	伊良湖岬南方沖 神島灯台から真方位149° 9.2海里付近 (概位 北緯34° 25.0′ 東経137° 05.0′)
事故調査の経過	平成21年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A LNG船 アルズバーラ、111,079トン 135027、株式会社商船三井、エム・オー・エルエヌジー輸送株式会社（船舶管理会社） 297.50m×45.75m×21.75m、鋼タービン機関、26,802kW、平成7年6月 B 水先船 いらご6、19トン 243-36262愛知、伊良湖マリンサービス株式会社 18.45m(Lr)×4.00m×1.83m、FRPディーゼル機関、780kW、平成15年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 49歳 一級海技士（航海） 免許年月日 平成5年8月30日 免状交付年月日 平成21年4月15日 免状有効期間満了日 平成25年8月29日 次席一等航海士A 男性 30歳 二級海技士（航海） 免許年月日 平成18年8月10日 免状交付年月日 平成18年8月10日 免状有効期間満了日 平成23年8月9日 B 船長B 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年4月14日 免許証交付日 平成17年11月7日 （平成23年4月13日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（次席一等航海士A：左上腕骨骨幹部骨折）
損傷	なし

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか30人が乗り組み、液化天然ガス62,199トンを積載し、伊勢三河湾水先区の水先人を乗船させるため、左右両舷からパイロットラダーを海面近くまで降ろし、同ラダーのほぼ中間位置にアコモデーションラダー（以下「舷側はしご」という。）の下端がくるように用意し、三重県鎧埼東方のパイロットステーションに向かった。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、水先人2人を乗せてA船に向かった。</p> <p>A船が水先人と連絡のうえ、東方に向首するよう右転して右舷側に風下を作り、このころ南東方から来るうねりの高さが約3mであったので、船長A、船長Bとも水先人の移乗が可能と判断した。</p> <p>B船は、A船右舷側のパイロットラダーに接近したとき、予測していない高いうねりを受け、船体が大きく上下動した。</p> <p>次席一等航海士Aは、水先人を迎えるため、舷側はしごの下端に降りていたが、B船の大きな上下動を見て、B船がその次の高いうねりに乗って自分のいる所まで来ると判断し、身の危険を感じて同はしごを駆け上った。その瞬間、B船の船首部が舷側はしご下端を持ち上げるように接触して離れ、その衝撃で同はしごが左右に振れ、次席一等航海士Aの体が大きく揺さぶられて同はしごのハンドレールにぶつかった。</p> <p>B船は、再びA船に接近して水先人B₁がA船に乗船し、その後、伊勢湾内でもう1人の水先人B₂が乗船して名古屋港に至り、次席一等航海士Aが水先船に降ろされて病院に搬送された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風速 約16m/s、視界 良好 海象：南東からのうねり 高さ3～5m その他：04時ごろに寒冷前線の通過に伴い、南東から西北西に風向が変化した。</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本事故後、伊勢三河湾水先区水先人会は、異常気象下における水先艇の運航要領として、舷側はしごの海面上の高さを約7mにすること、水先艇は本船と連絡をとってアテンドオフィサーを甲板上で待機させること、又は、現場到着時に同オフィサーが舷側はしごにいれば甲板上に退去を要請することなどを決めた。また、船舶管理会社は、水先人を迎える対策として、船橋と甲板上の双方で海面状態を確認し、危険のおそれがあれば水先人の同意を得てアテンドオフィサーを甲板上で待機させること、船長が水先人の乗船が危険と判断した場合は乗船を拒否し、船長が操船して入湾することなどを決めた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>A船が右舷側に風下を作り、船長A及び船長Bが水先人の移乗が可能になったと判断したものと考えられる。</p> <p>B船がA船に接近した際、高いうねりを受けてB船船首部が舷側はしご下端を持ち上げるように接触して離れたものと考えられる。</p> <p>次席一等航海士Aは、B船船首部が舷側はし</p>

		<p>ごに接触して離れたときの衝撃で同はしごが左右に振れた際、同はしご上にいたのでハンドレールにぶつかり、左上腕骨骨幹部を骨折したものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、伊良湖岬南方沖において、B船が水先人を移乗させるためにA船に接近した際、高いうねりを受けてB船船首部がA船の舷側はしご下端に接触して離れ、その衝撃で同はしごが左右に振れたため、同はしご上にいた次席一等航海士Aがハンドレールにぶつかったことにより発生したものと考えられる。</p>